

厚木市特許等出願支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、中小企業者が、新製品、新技術等の保護のため産業財産権を取得する際に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。
- (2) 市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が新製品又は新技術に係る国内の産業財産権（特許権、意匠権、実用新案権又は商標権をいう。）を取得する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、産業財産権取得に際し、当該年度内に補助対象者が支払った次に掲げる費用とする。

- (1) 出願料（特許権については、審査請求をしていることが確認できる場合のみ）
- (2) 審査請求に係る費用
- (3) 登録料（初回納付分のみ）
- (4) 産業財産権取得に関して弁理士等代理人に支払う費用

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助を受けている場合は、当該補助金額を控除した残りの額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、厚木市特許等出願支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 会社の経歴が分かる書類
- (3) 産業財産権取得事業計画書(第2号様式)
- (4) 補助対象経費の領収書等
- (5) 役員等氏名一覧表(第3号様式)
- (6) 産業財産権の概要及び着手を証する書類

2 同一補助対象者による補助金の交付申請は、同一年度内に1出願を限度とする。

3 同一事業に対する補助金の交付申請は、年度に限らず1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、厚木市特許等出願支援補助金交付決定通知書(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市特許等出願支援補助金不交付決定通知書(第5号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 特許を取得する事業において、出願を取下げ又は放棄をしたとき。

(届出事項)

第11条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって

市長に届け出なければならない。

(1) 名称又は事務所の所在地を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(事業実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は補助事業年度が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 厚木市特許等出願支援補助金実績報告書(第6号様式)

(2) 収支決算書(7号様式)

(3) 権利が発生したことを証する書類の写し(権利が発生した場合のみ)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

<p>厚木市特許等出願支援補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)厚木市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 事業所名 氏名又は代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">年度厚木市特許等出願支援補助金について、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。</p>				
1 取得する 財産権の区分	特許権	意匠権	実用新案権	商標権
2 補助申請額	円			
4 添付書類	<p>市税納税証明書</p> <p>産業財産権取得事業計画書（第2号様式）</p> <p>会社の経歴が分かる書類 補助対象経費の領収書等</p> <p>役員等氏名一覧表（第3号様式）</p> <p>産業財産権の概要及び着手を証する書類</p>			

市税納税証明書については、同意をいただければ産業振興課で取得をいたします。

<p>厚木市特許等出願支援補助金交付申請のため、厚木市産業振興課が直近の市税納税証明書を取得することに 同意します。</p> <p>(宛先)厚木市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 事業所名 氏名又は代表者名 印</p>	<p style="text-align: right;">同意しません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
---	---

第2号様式(第7条関係)

産業財産権取得事業計画書

対象事業所	業 種	
	従 業 員 数	人
出 願 内 容		
補 助 対 象 経 費	(1)出 願 料	円
	(2)審 査 請 求 に 係 る 費 用	円
	(3)登 録 料	円
	(4)弁 理 士 等 代 理 人 に 要 す る 費 用	円
	合 計	円
取 得 に よ り 期 待 さ れ る 効 果		
備 考		

第3号様式(第7条関係)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所
代表者			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	
			大正 昭和 平成 . .	男・女	

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

会社名

代表者氏名



第4号様式（第8条関係）

<p>厚木市特許等出願支援補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所又は所在地 事業所名 氏名又は代表者名</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">厚木市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった厚木市特許等出願支援補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。</p>	
1 事業の名称	厚木市特許等出願支援補助金
2 補助金交付 決定額	円
3 補助条件	<p>(1) この補助金は、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法等により補助金の交付を受け、又は暴力団等に該当すると判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を提出すること。</p>

第5号様式(第8条関係)

厚木市特許等出願支援補助金不交付決定通知書

年 月 日

住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名

様

厚木市長

印

年 月 日付けで申請のあった厚木市特許等出願支援補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

1 不交付の理由

第6号様式（第12条関係）

厚木市特許等出願支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名

印

年度厚木市特許等出願支援補助金の実績報告について、別紙のとおり関係書類を添えて報告いたします。

1 補助額	円
2 補助対象事業 (出願内容)	
3 添付書類	収支決算書（第7号様式） 権利が発生したことを証する書類の写し（権利が発生した場合）

第7号様式(第12条関係)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
自 己 資 金		
補助金(国、県等)		
補 助 金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
出 願 料		
審 査 請 求 料		
登 録 料		
弁理士等代理人 に要する費用		
合 計		